

行政確認用

大和地所レジデンス株式会社 御中
NTT 都市開発株式会社 御中

令和7年6月8日の住民説明会についての事業者からの報告確認依頼書への意見を以下に記す。尚、この意見は、御社が説明会での質問に対する回答として送付された文書、と住民説明会議事録を拝読しての意見となります。

住民説明会（2025/06/08）についての回答書と議事録は、表面的には「質疑応答の記録と回答」を装っているが、実際には住民の反対意見・指摘・論点を選別的に省略した偏った編集物であり、回答書及び議事録として本来果たすべき正確・中立・網羅的な記録の機能を満たしておらず、市民の意見に対する誠実さ、透明性、明確が欠落しています。

1. 住民の主要発言が多数省略・抽象化されている実際の説明会で出た核心的な指摘（例：「市長と事業者の面談」「条例手続きの瑕疵」など）が記録されていない、または曖昧に処理されている。
2. 住民の反対意見が過少に記録されている
「大反対」「再説明を求める」「納得できない」といった発言が複数あったにもかかわらず、それが議事録に反映されていないか、ごく一部しか触れられていない。
3. 議論の争点が意図的に簡略化されている
「文化財保護」「理念・デザイン」「生活道路への影響」など重要な争点が、単なる制度対応（例：「市と協議中」）として処理されており、住民の主張との乖離が大きい。
4. 特定の重要事実が完全に欠落している例：市長と事業者の面談という政治的に重要な事実が、一切記録されていない（住民の明確な指摘があったにもかかわらず）。
5. 説明会の雰囲気や対立状況が反映されていない
実際には強い反対意見や拍手・怒号を伴う緊迫した議論があったが、議事録では「落ち着いた質疑応答」として構成されており、実態と乖離している。

以上により、送付された回答書議事録は、説明会報告書に値しないとし、正しい報告書の作成を求めます。それには、全体説明会を再開させる必要がありますが、まずは先の説明会（2025/06/08）で挙げられた市民からの多くの意見と質問に対しての誠実な回答を求めます。

更に、御社に対して、今回の個別説明・全体説明いずれの確認依頼書の配布経緯をからも、住民の信頼をさらに損なう行為であったと指摘します。何故なら、近隣住民への確認を取らずに報告書を行政へ提出したことは、明確に鎌倉市開発事業条例第9条に違反しています。この点は、私たち住民が行政とのやり取りを通じて判明させた事実です。

また、「全体説明会開催の要望がないため、確認を依頼する相手がいない」として確認書無で報告書を提出したことについても、虚偽の発言と条例違反を指摘します。私の個人メールには、説明会開催の日程調整に関する御社との明確なやり取りの記録が残っています。

また、戸別訪問の際に「全体説明を先に行うべき」と伝えた住民に対しても、全体説明報告確認依頼書を配布する必要があります。これら一連の対応が、御社と住民との間にさらなる不信感を生じさせたことは明白です。9月28日の地縁自治会が主催する全体会議において、6月8日に御社に対し市民から挙がった多くの意見質問に対する誠実かつ明晰な回答が得られることを期待しております。

以上

令和7年8月10日

由比ガ浜西自治会：THINK KAMAKURA

以上は、事業者から送られてきた、回答書と説明会議事録に関する意見です。

明らかに事実が歪められ矮小化されていること、提出時に条例違反があった事実を指摘します。

また、事業者が議事録を提出する際には、録音記録も同時に提出するようにすれば、このような事態に行政として、対応できるのではないのでしょうか。

新聞記者による取材を受けた際に、他の地方自治体では説明会に行政が参加していることは常識で、鎌倉市が参加しないことは大変珍しいと驚かれていました。

これに関しては市民からも疑問の声が多数挙がっています。6月8日の説明会の惨憺たる状況、事業者の不誠実な態度と言動は、その場に立ち会った者であれば誰もが一目瞭然です。こうした現実は、行政が掲げる「中立」の姿勢が本当に担保されているのか、改めて問われるべきだと考えます。このような紛争を避けるためにも、市民の信頼を回復するためにも、行政の積極的な参加と透明性のある対応を強く求めます。

由比ガ浜西自治会：THINK KAMAKURA

兵藤沙羅

令和7年8月10日